

資料

被害者が利用できる制度・社会資源一覧

※一覧表内の各条名は、「被害者が創る条例研究会」作成の「市町村における犯罪被害者等基本条例案」における条名を示しています。

※制度・社会資源等は、自治体や警察、被害者支援センター等によって名称が異なる、または実施していない場合があります。また、すべての制度を網羅しているわけではありません。

	(第10条) 二次被害及び再被害の防止	(第11条) 日常生活支援	(第12条) 保健医療及び福祉サービス	(第13条) 居住の安定	(第14条) 雇用の安定	(第15条) 経済的負担の軽減	(第16条) 損害賠償請求の支援
地方自治体の窓口で申請	<ul style="list-style-type: none"> <被害者対応窓口> ・緊急一時避難場所の提供 ・公営住宅の一時入居 <福祉関係窓口> ・女性シェルター利用 ・公営住宅への優先入居 ・住民票等の閲覧、交付制限 	<ul style="list-style-type: none"> <被害者対応窓口> ・緊急生活サポート事業 <福祉関係窓口> ・ひとり親家庭日常生活支援事業 ・障害者自立支援サービス ・介護保険サービス 	<ul style="list-style-type: none"> <国民健康保険窓口> ・第三者行為による傷病届 ・高額療養費 <福祉関係窓口> ・ひとり親家庭等医療費助成 ・障害者手帳交付 ・自立支援医療費支給 ・介護保険 ・小児医療費助成 ・24時間型緊急一時保育 	<ul style="list-style-type: none"> <被害者対応窓口> ・公営住宅への優先入居 ・民間賃貸住宅の情報提供、家賃補助等 ・転居に要する費用の援助 	<ul style="list-style-type: none"> <福祉関係窓口> ・母子家庭等就労支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> <被害者対応窓口> ・犯罪被害者等見舞金 ・犯罪被害者等貸付金 <国民年金窓口> ・遺族基礎年金 または死亡一時金または寡婦年金 ・障害基礎年金 <福祉関係窓口> ・障害者手帳交付 ・交通費助成 ・生活保護 ・母子寡婦福祉資金貸付金 ・児童扶養手当 ・就学援助制度 	<ul style="list-style-type: none"> <被害者対応窓口> ・立替支援金
警察・検察庁・裁判所・被害者支援センター等で申請*	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者等通知制度(検) ・緊急一時避難場所の提供(警) 	<ul style="list-style-type: none"> ・(日常)生活支援(被) ・被害現場のハウスクリーニングの公費負担(警) 	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等支援に係る公費支出(警) 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間賃貸住宅の仲介手数料が無料(警) 		<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等給付金(警または被) ・性被害者の初期受診への付添い及び費用負担(警) ・被害回復給付金(検) 	<ul style="list-style-type: none"> ・法律相談(被:刑事事件における示談や刑事和解の場合)
その他の関係機関で申請		<ul style="list-style-type: none"> ・送迎サービス(社会福祉協議会) ・有償家事援助サービス(社会福祉協議会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者行為による傷病届(被用者保険の場合:各健保へ) ・高額療養費(被用者保険の場合:各健保へ) 		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者就労支援(就労支援センター) ・労働問題に関する相談、情報の提供(総合労働相談コーナー等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉資金の貸付(社会福祉協議会) ・遺族厚生(共済)年金(年金事務所) ・障害厚生(共済)年金(年金事務所) ・奨学金の貸与(交通遺児育英会等) ・奨学金の給与(犯罪被害者支援基金、まごころ奨学金) 	<ul style="list-style-type: none"> ・民事法律扶助(法テラス) ・法律相談(法テラス、弁護士会等:犯罪被害者法律援助事業を含む)

* (警)は警察、(検)は検察庁、(裁)は裁判所、(被)は被害者支援センターがそれぞれ窓口となります。